



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社ミロク情報サービス
代表者名 代表取締役社長 是 枝 周 樹
(コード番号 9928 東証第 1 部)
問合せ先 経営管理本部長 寺 澤 慶 志
(TEL. 03-5361-6369)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年 6 月 26 日開催予定の第 38 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、第 28 条第 2 項および第 36 条第 2 項の一部を変更するものであります。なお、第 28 条第 2 項の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 27 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生予定日 平成 27 年 6 月 26 日

以上

(別紙)

定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除) 第 28 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除) 第 36 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第 28 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除) 第36 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

以上